

公的年金制度の見直しに向けた連合の考え方と当面の取り組みについて（その 2）

はじめに

社会保障審議会年金部会（以下、年金部会という）は、2019 年 3 月の審議において 2019 年財政検証に用いる経済前提、オプション試算の内容について了承した。それらにもとづき、厚生労働省において検証作業が行われたが、2014 年財政検証時よりも大幅に遅れての公表となった。今後、年金部会では、公表された財政検証の結果を踏まえて、公的年金制度改革に向けた具体的な検討課題について議論が行われ、2020 年の通常国会に改正法案を提出するとしている。

連合は年金部会での議論にあたり、「政策・制度 要求と提言 2020 年度～2021 年度」、「公的年金制度の見直しに向けた連合の考え方と当面の取り組みについて（第 15 回中央執行委員会確認／2018. 10. 18）」を踏まえつつ、以下の考え方で対応していくこととする。なお、今後、新たな議題や制度見直しの提起がなされた場合には、さらに考え方を整理し、当面の取り組みを提起することとする。

Ⅰ. 公的年金制度に対する連合の考え方

1. 短時間労働者等への社会保険の適用拡大について

- 雇用形態の違いや企業規模の大小により社会保険への適用の有無が異なることは、働く者にとって不合理であることから、すべての労働者に厚生年金などの社会保険を原則適用させる制度にあらためる方向で検討するよう求める。
- 当面は、企業規模要件を撤廃し、適用基準として労働時間要件（週 20 時間以上）または年収要件（給与所得控除の最低保障額以上）のいずれかに該当すれば社会保険を適用させるよう求める。あわせて、被扶養者の年収要件も現行の 130 万円から給与所得控除の最低保障額以上とするよう求める。
- 非適用業種を撤廃し、常時 5 人未満の個人事業所も適用対象とするよう求める。
- 勤務期間要件（勤務期間が「1 年以上と見込まれること」）については、雇用保険の適用基準とあわせ「31 日以上」とし、また、リカレント教育の推進等により学生像が多様化している現状を踏まえ、学生を一律に適用除外とする要件は見直すよう求める。
- 多重就労により生活している者について、その就労の実態に応じて適切に社会保険の適用と保障がなされるよう、対策を講ずるよう求める。
- 日本年金機構の体制を強化し、未適用事業所の確実な適用を進めることを求める。

2. 基礎年金の給付水準の改善と所得再分配機能の強化について

- 低年金受給者については、マクロ経済スライドの実施によって基礎年金の生活保障機能が低下し、生活保護被保護世帯の増加にもつながりかねないことから、基礎年金の給付水準の引き上げの検討を求める。
- 具体的には、基礎年金についてはマクロ経済スライド適用の在り方の見直しを求める。また、国民年金第 1 号被保険者の保険料の納付期間の上限を延長すると

ともに、基礎年金拠出金算定対象者の年齢上限の見直しを求める。その際、保険料及び国庫負担の所要額、マクロ経済スライドをフルに発動した場合の財政見通しなどのシミュレーションを求める。

- そのほか、年金生活者支援給付金について、所得再分配機能の強化のため、給付額の増額、年金保険料を支払えなかった人への対応などさらなる低所得者加算の充実について検討を求め、シミュレーションの実施と結果の公表を求める。

3. 長期化する高齢期における年金受給のあり方について

(1) 支給開始年齢と受給開始可能期間の選択幅の拡大について

- 支給開始年齢のさらなる引き上げは、現在も 65 歳への年齢引き上げの途上にあることや、現行制度を前提に老後の生活を設計している現役世代に多大な影響を及ぼすことになること、公的年金制度に対する被保険者の信頼を著しく損ね、近年回復している国民年金保険料の納付率を再び低下させかねないことなどから、反対する。
- 受給開始可能期間の拡大について、60 歳からの繰上げ受給は維持するとともに、70 歳以降への繰下げを可能とすることについては、65 歳時点での給付水準を変更しないことに加え、繰下げ増額率も財政中立を前提に検討することを求める。

(2) 在職老齢年金について

- 65 歳以上の在職老齢年金（高在老）について、「骨太の方針 2019」では「公平性に留意した上で、就労意欲を阻害しない観点から」見直しを行うこととされているため、まずは 65 歳以降の就労抑制効果について明確なエビデンスに基づく検証を求める。制度の見直しを行う場合には、就労可能な者とそれ以外の者との公平性、公的年金の所得再分配機能、将来世代にかかわる年金財政への影響などを十分に踏まえた検討を求める。

4. その他

- 第3号被保険者は、厚生年金へのさらなる適用拡大により対象者を縮小する。政府および日本年金機構が事業主と未適用労働者に対して社会保険加入による様々なメリットについて理解促進を図り、確実な適用を進めるよう求める。
- G P I F の運用の在り方に関して、2016（平成28）年年金積立金管理運用独立行政法人法改正法附則の3年後見直し規定に基づき、改正後の施行の状況、その運用についての国民の意識等を勘案し、管理運用法人による年金積立金の運用が市場その他民間活動に与える影響を踏まえながら、「専ら被保険者の利益のために」という大原則を踏まえた検討を求める。特に株式のインハウス運用については、年金積立金という公的な資金による市場や企業への過度な影響が懸念されるため、行わないよう求める。
- 高齢者雇用に関する論点については、「高齢者雇用に関する連合の考え方」（第20回中央執行委員会確認／2019.3.7）に基づき、対応を図る。

II. 今後の取り組みについて

1. 連合本部

- (1) 公的年金制度の課題や改革の方向性についての連合の考え方を広く社会に発信するとともに、制度改革の必要性について世論喚起を図る。
- (2) 判断に必要な試算結果の開示を求めることを含め社会保障審議会年金部会

などで意見反映を行うとともに、構成組織・地方連合会に対して審議内容の情報提供を適宜行う。

(3) 公的年金制度に関する学習会やシンポジウムを開催する。

(4) 老後の生活を支える安心と信頼の公的年金制度の構築に向け、抜本改革を進めるよう、国会議員に対して要請を行う。

2. 構成組織・地方連合会

(1) 連合本部と一体となり、公的年金制度改革の必要性について世論喚起を図る。

(2) 連合本部が主催する学習会や院内集会等に参加する。

(3) 短時間労働者の適用拡大の状況を確認・把握し、短時間労働者へ社会保険を適用するよう事業主に求めるなどの取り組みを強化する。

以 上